

東広島市北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 東広島市から委託を受けて社会福祉法人東広島市社会福祉協議会が開設する東広島市北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センター(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他の従業者(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

4 事業所は指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 東広島市北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センター

(2) 所在地 東広島市福富町久芳1545番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤、社会福祉士と兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 担当職員 保健師 1名(常勤)

社会福祉士 1名(常勤)

主任介護支援専門員 2名(常勤)

介護支援専門員 3名(常勤)

事務職員 1名(常勤)

担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、上記以外の時間でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。ただし、業務の一部を指定居宅介護事業者に委託して実施できるものとする。

- (1) 課題分析（アセスメント）書式化されたアセスメント方式を使用し、利用者と家族に対しアセスメントを行う。
- (2) 介護予防サービス計画の作成
- (3) サービス担当者会議の開催など指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整
- (4) 実施状況の把握（モニタリング）必要に応じて利用者宅を訪問するなどの方法により計画の実施状況を把握する。
- (5) 介護予防に資するその他の便宜の提供
（利用料その他の費用の額）

第7条 指定介護支援予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護支援予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

- 2 利用者の相談を受ける場所は、原則として第3条に規定する事業所内又は自宅とする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護支援予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル50円を徴収することができる。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、東広島市福富町、豊栄町及び河内町の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、事業の提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報するものとする。
（その他運営に関する重要事項）

第10条 事業所は、担当職員の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年4回
 - (3) その他の研修 随時
- 2 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要な事項は、東広島市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 3 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和6年7月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和6年9月13日から施行する。

介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「介護予防支援等」） に関する重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会
代表者名	会長 富永 嘉文
所在地・連絡先	東広島市西条町土与丸1108番地
電話番号	082-420-2800
FAX番号	082-423-8525

2 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所の名称	東広島市北部（福富・豊栄・河内）地域包括支援センター
事業所の所在地	東広島市福富町久芳1545番地1
電話番号	082-435-2240（24時間連絡可）
FAX番号	082-435-2098
事業所番号	3402500098
管理者の氏名	岡前 敦代
サービスを提供できる地域	東広島市福富町、豊栄町、河内町

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	兼務の別	計	業務内容
管理者	1名		あり	1名	事業所の従業者及び業務の一元的管理
保健師	1名		なし	1名	
社会福祉士	1名		あり	1名	介護予防支援及び第一号介護予防支援の提供
主任介護支援専門員	2名		なし	2名	
地域包括支援センター専門員	3名		なし	3名	

(3) サービスの提供時間帯

提供時間	午前8時30分～午後5時15分
営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日および祝日並びに12月29日～1月3日

3 介護予防支援及び第一号介護予防支援の内容等

(1) 運営の方針

- 一 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 二 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業等（以下「指定介護予防サービス等」という。）が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業を行うもの（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、複数の指定介護

予防サービス事業者等の紹介を行ったり、求めに応じて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由等の説明を行います。

三 事業の実施に当たっては、医療機関、指定居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域による様々な取組等との連携に努めます。

(2) 介護予防支援等の内容

介護予防支援等の内容は、次のとおりです。ただし、業務の一部を居宅介護支援事業者に委託して実施できるものとします。

- 一 課題分析（アセスメント）
- 二 介護予防サービス計画及びケアプランの作成
- 三 サービス担当者会議の開催など医療機関、指定介護予防サービス事業者等その他の者との連携調整
- 四 実施状況の把握と評価
- 五 介護予防に資するその他の便宜の提供

4 利用料金

第一号介護予防支援について、料金はかかりません。また、介護予防支援についても、要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支払われますので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、やむを得ない事情等により、地域包括支援センター（指定介護予防サービス事業者）に支払われない場合、次の利用料を支払っていただきます。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。後日、このサービス提供証明書と領収証を東広島市に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

介護予防支援に係る利用料

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に定める額

第一号介護予防支援に係る利用料

東広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年東広島市告示第146号）に定める額

交通費…サービスの提供・実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費（実施地域を超えた時点から片道1kmあたり50円）をいただく場合があります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用者との契約成立により、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

お申し出くださればいつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が、要介護認定及び要支援認定非該当かつ事業対象者確認非該当の場合もしくは要介護と認定された場合
- ・利用者が介護保険施設へ入所された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

利用者や家族等が当事業所や当事業所の職員に本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他契約に違反した場合には、直ちに契約を解除することができます。

6 苦情等相談窓口

(1) 当事業所の利用者相談・苦情

東広島市北部 (福富・豊栄・河内) 地域包括支援センター	所在地 広島県東広島市福富町久芳1545番地1 電話番号 082-435-2240 FAX番号 082-435-2098 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)
------------------------------------	--

(2) 東広島市北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センター全体に係る相談・苦情

東広島市役所 健康福祉部地域包括ケ ア推進課	所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0984 FAX番号 082-426-3117 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)
------------------------------	---

(3) 当事業所以外に、次の機関にも苦情を申し出ることができます。

東広島市役所 健康福祉部介護保険課	所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0937 FAX番号 082-422-6851 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 広島県広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)

7. 苦情解決の体制及び手順

利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

サービスの種類	地域包括支援センター
事業所・施設名	東広島市北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センター
措置の概要	

- 1 利用者及びその家族からの苦情に対して適切に対応し、利用者の権利を擁護するため、次のように苦情解決体制を設置する。
- 窓口（連絡先）：東広島市北部（福富・豊栄・河内）地域包括支援センター
電話番号：（082）435-2240（月～金 8：30～17：15）
苦情受付担当者：管理者
苦情解決責任者：福富支所長
苦情解決総括責任者：事務局長
第三者委員：東広島市社会福祉協議会苦情解決に関する規定により任命された者

8 事故発生時の対応

サービスの提供にあたり、利用者の病状に急変又はその他緊急事態が生じたときは、速やかにあなたの家族・主治医・緊急機関等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当該事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、利用者の医療上の必要がある場合又はサービス担当者会議等が必要がある場合に、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又は家族等の個人情報を用います。

10 虐待防止に関する事項について

- (1) 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、従業者に対する研修、利用者及びその家族からの苦情処理の体制整備、その他虐待防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、事業の提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業所 東広島市北部（福富・豊栄・河内）地域包括支援センター
説明者氏名 氏名 _____

私は、本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 東広島市
氏名 _____